

(仮訳)

2021年から2025年までの日本国政府とポーランド共和国政府との間の 戦略的パートナーシップの実施のための行動計画

日本国政府及びポーランド共和国(以下「ポーランド」という。)政府は、

2019年に迎えた国交樹立100周年を想起し、

2013年の安倍晋三日本国内閣総理大臣のポーランド訪問及び2020年のマテウシュ・モラヴィエツキ・ポーランド首相の訪日を想起し、

2015年の戦略的パートナーシップを構築するとの両国による画期的な決定を特に想起し、

日本とポーランドとの間の堅固な友情の絆と近年の様々な分野における二国間関係の著しい進展を認識し、

特に民主主義、法の支配、人権及び基本的自由といった共通の価値及び原則に対する両国のコミットメント並びにそれぞれの地域及び国際社会の平和と繁栄に貢献する両国の意欲を再確認し、

日EU経済連携協定(EPA)、日EU戦略的パートナーシップ協定(SPA)並びに持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日EUパートナーシップの重要性を再確認し、

2017年から2020年までの日本とポーランドとの間の戦略的パートナーシップの行動計画が成功裡に終結したことに対する満足の意を表明し、

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を克服し、経済復興を確実にするための国際的な連帯及び協力の重要性を再確認し、

2021年から2025年までの期間について、戦略的パートナーシップの実施のための次なる行動計画を採択し、具体的な行動をとることによって、二国間関係を更に強化することを決定した。

1. 政治・安全保障協力

両政府は次の取組をする。

- a) 二国間の定期的なハイレベルの接触を維持すること。
- b) 両国の外務省間において次の協議を実施することにより、現在の二国間並びに地域及び国際的な課題に関する政治対話を強化すること。
 - ・二年に一度の次官級の政務協議
 - ・年に一度のそれぞれ欧州、アジア及び安全保障政策担当の高官による政務協議
- c) 次の取組を通じて国家安全保障及び防衛協力に関する対話を深化させること。
 - ・高官による対話の維持
 - ・両国の防衛当局間で防衛協力及び交流に関する二国間覚書への署名
- d) 安全保障の側面や新興技術を含むサイバー及びデジタルの問題に関する両国の関係省庁課長級協議の可能性を探索すること。

2. 経済協力（インフラ、農業、エネルギー、環境、科学、技術、教育）

2. 1 両政府は、次の取組により、二国間の経済協力、貿易及び投資の更なる深化及び拡大に向けた好ましい条件の創出に取り組む。

- a) 日本及びポーランドの機関の間における二国間のビジネス関係の発展を促進すること及び日EU経済連携協定(EPA)から生まれる機会及び利益に関する知見の共有を含め、両国におけるビジネス環境を改善すること。
- b) 日本貿易振興機構(JETRO)及びポーランド投資・貿易庁(PAII)の活動を奨励するとともにポーランド・日本経済委員会を含む既存の経済枠組みを継続すること及び特定の産業における協力に焦点を当てた小委員会を設立すること。
- c) 二国間の社会保障協定に関する非公式協議の開始に向けて取り組むこと。
- d) 情報及び知見の共有を通じて税務分野における税務当局間の二国間協力の強化を奨励すること。
- e) 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の成功に向けて協力を促進すること。
- f) 観光分野において協力すること及び人的交流を強化すること。

2. 2 両政府は、次の取組により、インフラ及び輸送分野の協力の深化を奨励する。

- a) 日本国国土交通省並びにポーランド共和国インフラ省及び新中央空港担当政府全権委員との間で、新規開発案件であり複合一貫輸送事業であるポーランド交通ハブプロジェクト及びその他の輸送システムの開発における協力を奨励すること。
- b) 高速鉄道及び在来線の建設及び拡張の分野における協力を強化すること。
- c) 日本とポーランドとの間の直行便を推進すること及び航空分野の協力を強化すること。
- d) 海事及び海上輸送分野における協力を強化すること。
- e) 複合一貫鉄道貨物輸送分野の開発における協力を支援すること。

2. 3 両政府は、次の取組により、農業分野の協力の継続及び発展に取り組む。

- a) 既存の国際基準(例:国際食品規格)及びWTO・SPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)に考慮し、特に食品安全に焦点を当て、科学的根拠に基づく規制措置を適用することにより、不当な貿易障壁を回避することを通じて相互の農業貿易を促進すること。
- b) 食品安全、獣医及び植物検疫の分野において規制の透明性及び両国間の協調を強化すること。
- c) 科学研究事業及びイニシアティブの実施並びに農業・食品経済に関する知見及びベスト・プラクティスの共有を含め、農業・食品経済分野における科学研究協力を発展させること。

2. 4 両政府は、次の取組により、エネルギー、気候、環境政策における協力の強化を追求する。

- a) 二酸化炭素回収・有効利用・貯留(CCUS)／カーボンリサイクル及びグリーンシティを含む革新的なグリーン技術の開発に重点を置き、気候変動の緩和及び適応の分野における知見やベスト・プラクティスを共有すること。
- b) 「eモビリティのためのカトヴィツェ・パートナーシップ宣言」に沿って、クリーン輸送分野(電気及び水素)の日本及びポーランドの関係機関間の協力強化を通じ、eモビリティにおける協力を強化すること。
- c) 廃棄物管理及び循環経済分野における知見やベスト・プラクティスの交換を通じ、革新的な環境保護手法に関する科学研究分野の協力を強化すること。
- d) 都市政策及びスマートシティ管理に関する協力を促進すること並びに2022年にポーランドで開催される世界都市フォーラムを推進すること。
- e) 共同プロジェクトその他の形態の協力の促進を通じて、2010年3月30日に署名された日本国経済産業省とポーランド共和国経済省との間の原子力の平和利用に関する協力覚書に基づく協力を継続すること。
- f) 必要に応じ、日本国経済産業省及び文部科学省並びにポーランド共和国気候・環境省、開発・労働・技術省及び教育・科学省の支援の下、日本原子力研究開発機構(JAEA)とポーランド国家原子力研究センター(NCBJ)との間における高温ガス冷却炉(HTGR)分野の研究・開発に向けた協力を奨励すること。
- g) 日本国経済産業省とポーランド共和国エネルギー省が2019年2月15日に協力覚書に署名したことを受け、石炭ガス化複合発電(IGCC)の発展を含むクリーン・コール技術の分野における日本とポーランドの関係機関間の協力を強化すること。
- h) 情報及び知見の共有並びに国家水素戦略の策定及び展開に関する知見の普及を通じ、水素技術分野の協力を奨励すること。

2. 5 両政府は、次の取組により、科学及び高等教育分野の協力を促進する。

- a) 協力の強化、学生及び研究者の交流の奨励並びに将来的な共同研究プロジェクトの発展の促進を目的として日本国文部科学省とポーランド共和国教育・科学省との間の知見の交換を奨励すること。
- b) 共通の研究分野の拡大を視野に入れた科学技術振興機構(JST)とポーランド国家研究開発センター(NCBR)との間の科学技術に関する協力を継続すること。
- c) 医薬品及び医療機器の分野における協力を促進すること。
- d) 大学及びその他学術機関間の交流を促進すること。
- e) ポーランド国立学術交流庁が提供するプログラムも活用しつつ、高等教育分野の協力を奨励すること。

3. 文化・人的交流の促進

両政府は、両国の長い伝統文化に敬意を払いつつ、様々なレベルでの文化・人的交流の促進のために取り組む。

- a) 芸術家や文化専門家、芸術大学の学生及び研究者の交流を促進すること。
- b) 特にシヨパン国際ピアノコンクールを念頭に置いた音楽分野での協力及び交流プログラムを歓迎すること。
- c) 両国における和食及びポーランド料理の普及を促進すること。
- d) 様々なレベルでの両国の言語及び文化に関する教育及び研究を奨励すること。
- e) 人的交流を促進するためのワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定に基づいて若者の交流を支援すること。
- f) 地方自治体のための交流プログラムを発展させること。
- g) 特に姉妹都市・地域の潜在的候補に関する暫定リストの作成を含む二国間における地域協力を活性化させること。
- h) 2021年夏に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及びホストタウン交流も踏まえたスポーツ分野における相互協力の推進のために選手、コーチ、スポーツ専門家及びスポーツ行事主催者の交流を促進すること。
- i) 対日理解友好促進プログラム「MIRAI」等を通じて、両国学生間交流を促進すること。

4. 多国間協力

4. 1. 両政府は、次の取組により、二国間関係を補完する。

- a) 日本及びポーランドが2020年から2022年まで国連人権理事会の理事国であることを踏まえて、特に世界における人権及び基本的自由を促進するために人権分野において、また国連安全保障理事会の早期改革を実現するための取組において、国連システムの枠組みで緊密に協力すること。
- b) 日・EUの協力枠組みにおいてより緊密な対話を実施すること。

- c) アジア欧州会合 (ASEM) の枠組みにおける地域・地球規模の重要な問題に関する対話を開始すること。
- d) 「ヴィシェグラード・グループ (V4) + 日本」の枠組みにおける事業及び協議を追求すること。
- e) NATOを通じた協力を発展させること。
- f) 民主主義共同体の運営理事会において更に協力すること。
- g) 三海域イニシアティブにおける協力の可能性を検討すること。

4. 2. 両政府は、次の取組により、国際場裏及び地域において、共通の価値及び原則を促進する。

- a) 特にウクライナの領土一体性、主権及び独立に関する国境の不可侵の原則並びにクリミア半島の違法な併合に対する不承認政策へのコミットメントを確保すること。
- b) 東シナ海及び南シナ海におけるあらゆる威圧的又は一方的な行動に反対し、航行の自由の重要性を再確認し、海洋法に関する国際連合条約 (UNCLOS) に反映された国際法に従って、南シナ海における海洋をめぐる紛争の平和的解決を追求すること。
- c) 北朝鮮の場合のような拡散の危機の解決に資する利用可能な手段を用いて、多数国間の軍縮、不拡散及び軍備管理に関する条約及びレジームの完全な履行及び実施を支持すること並びに北朝鮮に対してあらゆる挑発行為を自制し、関連する国連安保理決議を完全に遵守し、朝鮮半島の非核化に向けて具体的な行動をとり、拉致被害者の可及的速やかな帰還を含む基本的人権を尊重するよう求めること。
- d) 自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) の実現に向けた協力を促進すること。
- e) 特に東方パートナーシップその他のEU近隣諸国に関する地域協力を継続すること。
- f) 表現の自由及び法の支配といった両国が共有する原則に則して、偽情報に対抗する両国の決意を確認すること。

5. その他の重要事項

- 5. 1 この行動計画は両政府間の国際約束を構成しない。この行動計画におけるいかなる事項も、両政府に法的拘束力を有する権利又は義務を生じさせるものとみなされない。
- 5. 2 この行動計画の解釈又は実施から生ずるいかなる意思相違も、両政府間の協議を通じて友好的に解決される。
- 5. 3 この行動計画の進捗状況は、政務協議における両政府による年次評価の対象となる。
- 5. 4 この行動計画は、2021年5月6日に開始し、2025年12月31日に終了する。
- 5. 5 この行動計画は、両政府の書面による相互の同意によりいつでも修正することができる。

2021年5月6日にワルシャワで英語による本文二通に署名した。

日本国政府のために

ポーランド共和国政府のために